

やったぜ!! まるかじり探検隊夏の宿泊研修会

7月29日(月)ヨドバシカメラ駐車場に雨の中集合しました。残念ながら午前中のパターゴルフは中止となり、多摩市少年自然の家の体育館で雨天の「科学と工作」の集いとなりました。夕食後、一瞬の晴れ間があり、野外のキャンプファイヤーができました。この時、全員36名(男子14名、女子22名)が歌とフォークダンスで大いにわきました。

7月30日(火)心配した雨がやみ、午前中の川遊びではずぶぬれになってマスをおいかけまわしました。午後の野外炊飯では、どの班もおいしすぎるカレーライスができ、夏の自然のまるかじりに満足しました。



7月31日(水)も良い天気でした。川崎市35名、富士見町32名の子どもたちが「ふれあいサマーキャンプ」に集まりました。体育館で対面式を行った後、鼻戸屋登山、パターゴルフ大会、バーベキュー大会と共に行動し、協力し、交流を深めました。最後に名刺を交換し、別れを惜しみました。

【参加者の感想より】

- 友だちも32人できたし、マスつかみや、キャンプファイヤーもはじめてでとっても楽しかったです。(O.H)
- 魚をとってさばいたりたべたり、すいか割りをしたりしてたのしかった。バーベキューもおいしく作れてとっても良かった。(H.A)
- パターゴルフやマスつかみは楽しみにしていたからきたい通り楽しかったので、来年も次回も行きたいです。(T.N)
- みんなのおいのりで、キャンプファイヤーは出来ました。それで、花火が終わったしゅんかんふったのでにがわらいしました。(N.T)

「教育の町」づくり事業

「無料塾」夏期講座を開催しました!

7月6日(土)から8月9日(金)まで、全11回の「無料塾」夏期講座を開催しました。申し込み締め切り時で52名の申し込みがあり、実際には最大47名の生徒が参加しました。

教科ごとに講師の皆さんが工夫をし、毎回3教科を学びました。21名のボランティア講師の皆さんに支えられ、今年も無事にこの夏期講座を終了することができました。ご協力ありがとうございました。



◀ 数学の授業風景

富士見町 教育委員会だより 第93号

平成25年9月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.lg.jp

定例教育委員会
9月11日(水)
午前9時30分より
教育長応接室
傍聴歓迎!

子どもに関する
なんでも相談
月曜日～金曜日
午前8:30～午後5:15
☎62-9233
家庭・教育相談員
(鈴木)

今月の
エデュ・Café
日程のお知らせ
◆9月12日(木)
旧落合小
午後7時～
◆9月14日(土)
コミ・プラ
午前9時30分～
※9月26日(木)富士見台公民館は中止になりましたので、富里・富士見台の方はコミ・プラの会場へご参加ください。
☎62-9235

「無料塾」秋期講座のおしらせ

10月19日(土)からは夏期講座と同様に中学校3年生を対象とした秋期講座を予定しています。詳細については後日、学校を通じて該当の生徒さんへお知らせをしますので、そちらをご覧ください。

なお、秋期講座へご協力いただける講師の方を随時募集しています。詳しくは教育委員会ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問 富士見町教育委員会(子ども課 総務学校教育係) ☎62-9235

連載4

「子どもの権利条約」 って、知ってる?

この子どもの権利条約には全部で54の条文があります。
今回は、第2条を紹介します。



第2条 差別はしてはいけないこと

ぼくら子どもや、そのお父さんお母さん(あるいはそれに代わる人)が、どんな髪でもどんな目でもどんな顔でも、どんな肌の色でも(中略)どんな考え方をしても、どんな国のどんな家に生まれても、金持ちでも貧しくても、体のどこかが不自由でも、心がうまくはたらかなくても、この約束に出てくる、やっ^{やく}ていいこと” “してもらえること” はみんな同じなんだ。ついでに、ぼくら子どもの、お父さんお母さん、それに代わる人や家族が、「こういうことを言った」「こういうことをした」「こういうことを考えた」などなど、そんな理由でぼくらがな^なかまはずれにされたり、ばつを受けたりしないようにできることをぜ^ぜーんぶやるのも国の役目。
(「子どもによる子どものための権利条約」より引用)

【政府訳】…締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。



「差別」の一例として…ユニセフによると、世界中で、学校へ行っていない子どもは約5700万人(そのうち約3200万人が女の子。)その結果として、読み書きのできない大人は約7億6000万人(そのうち3分の2は女性。)

みなさんは先日、国連で演説をした、マララさんのことを知っていますか?

学校へ行けない子どもの問題では、地域によっては、学びたくても学べずにいる子どもたちが多くいます。また、女の子に対しては、家庭の仕事が優先されたり、宗教上の理由だったり、学校の環境が整っていないなど様々な事情で、差別的な扱いを受けている子もいます。

9月15日(第3日曜日)は
家庭の日・家庭読書の日

秋の交通安全週間にあたり、子どもたちの安全について感心を高め、通学路や地域の様子を家族一緒に確かめるなど、家族ひとりひとりの安全について話し合しましょう。

編集後記

9月から11月にかけて町内小中学校では「インターナショナルデイ」が開催されます。外国人のお客様(先生)と、これまでに学んだ英語を使って交流します。沢山の先生と仲良くなれるといいですね。(G)

